

八健高第1599号
令和6年10月7日

各軽費老人ホーム設置者様

八尾市長 山本 桂右

軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について(通知)

平素は、本市の福祉行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定に基づき、軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額を別紙1のとおり改定し、令和6年4月1日から適用することにしたので、通知します。

ただし、1.(2)及び2.(2)生活費(月額)の改定は令和6年8月1日から適用することとします。

<お問い合わせ>

〒581-0003

八尾市本町1丁目1番1号

八尾市健康福祉部高齢介護課

電話:072-924-3854

FAX:072-924-1005

軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第16条及び附則第7条の規定により、八尾市に所在する軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額を次のように定める。

1. 軽費老人ホーム利用料

(1) サービスの提供に要する費用徴収額（月額）

対象収入による階層区分		本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じて取扱うこと。

(注3) 入所者らの徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が、別表の1及び2に定める当該施設におけるサービスの提供に要する費用の額に、別表の3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用の額に、処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者からの徴収額（月額）とする。

(注4) 上記表の階層区分18の「当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額」については、別表の1及び2に定める当該施設におけるサービスの提供に要する費用の額に、別表の3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を超える時は、当該施設に

おけるサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）とする。

(注5) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注6) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

(2) 生活費（月額）

1人当たりの額	地域別冬季加算額 (11月から3月まで)
円 48,764	円 2,100

(注1) 上記金額を上限とし、施設ごとに月額を設定して差し支えないこととする。

2. 軽費老人ホームA型利用料

(1) サービスの提供に要する費用徴収額（月額）

(平成3年7月1日以降の入所者から適用)

対象収入による階層区分		本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円～3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

注 1. 軽費老人ホームの利用料の(1)の表の(注1)～(注6)による。なお(1)の(注3)の区分18は区分21と読み替える。

	階層区分	本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)	
A	所得税非課税者	市町村民税の非課税者	10,000円
B		市町村民税均等割のみの納税者	15,000円
C1		市町村民税所得割課税者	20,000円
C2	所得税課税者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		所得税 7,301円～14,900円	30,000円
C4		所得税14,901円～22,200円	35,000円
C5		所得税22,201円～29,700円	40,000円
C6		所得税29,701円～37,200円	45,000円
C7		所得税37,201円～44,600円	50,000円
C8		所得税44,601円～52,200円	55,000円
C9		所得税52,201円～59,800円	60,000円
C10		所得税59,801円以上	当該施設におけるサービスの提供に要する費用全額

(備考)

(注1) 入所者からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。ただし、この表による額が(1)の表による額を超える場合は、(1)の表による額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用とする。

(注2) 上記表による額が、別表の1及び2に定める当該施設におけるサービスの提供に要する費用の額に、別表の3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額(月額)に加算する額を加えた額を超える時は、当該施設におけるサービスの提供に要する基本額(月額)に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額(月額)とする。

(注3) 上記表の階層区分C10の「当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額」については、別表の1及び2に定める当該施設におけるサービスの提供に要する費用の額に、別表の3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額(月額)に加算する額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額(月額)とする。

(2) 生活費(月額)

1人当たりの額	地域別冬季加算額 (11月から3月まで)
円 57,104	円 2,100

(注1) 上記金額を上限とし、施設ごとに月額を設定して差し支えないこととする。